

「犯罪被害者等基本計画」の進捗状況について（概要）

1 5つの重点課題の進捗状況

(1) 損害回復・経済的支援等への取組

- ・ 犯罪被害給付制度における重傷病の要件（入院期間）を緩和、重傷病給付金の支給対象期間の延長（3月→1年）、不支給事由の変更（親族間犯罪での支給制限の緩和）【警察庁】
- ・ 性犯罪被害者に対する初診料・診断書料、検査費用、緊急避妊、人工中絶に要する経費について新規予算措置【警察庁】
- ・ 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居を可能とするガイドラインの策定【国土交通省】
- ・ 犯罪被害財産の没収・追徴を可能とし、これにより得られた財産を「被害回復給付金」として財産犯等の被害者に支給する制度を創設【法務省】
- ・ 日本司法支援センターの業務開始（H18.10.2）【法務省】

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・ 平成18年度末までに建替えが完了する見込みの検察庁5庁舎に犯罪被害者等のための待合室を設置【法務省】
（参考：裁判所において被害者専用待合室、被害者面接室を設置）
- ・ 平成18年度診療報酬改定において、新たにPTSDの診断のための検査（CAPS）を保険適用【厚生労働省】
- ・ 住民基本台帳法を改正して、何人でも閲覧を請求できるという現行の閲覧制度は廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築【総務省】

(3) 刑事手続への関与拡充への取組

- ・ 「被害者の手引」の内容の充実等【警察庁】
- ・ 「被害者の手引」の配布及び「被害者連絡」を確実に実施するため、関係規程を改正（H18.12）【警察庁】

(4) 支援等のための体制整備への取組

- ・ 地方公共団体職員等に対する基本計画説明会及び平成17年度都道府県犯罪被害者等主管課室長会議の開催等により総合的窓口設置を要請

- (全国の都道府県・政令指定都市に施策担当窓口を設置) 【内閣府】
- ・ 民間被害者支援団体等に対する財政的支援の拡大 (民間被害者支援団体等に対する活動支援、広報啓発活動業務の委託について新規予算措置) 【警察庁】

(5) 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・ ポスター、基本計画紹介パンフレットを作成し、都道府県・政令指定都市、犯罪被害者団体、支援団体等に配布【内閣府】
- ・ 政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告 (犯罪被害者白書) を国会に提出【内閣府】
- ・ 「犯罪被害者週間」にあわせ、啓発事業を東京都・秋田県・神奈川県・大阪府において開催【内閣府】

2 法制審議会への諮問 (平成 1 8 年月 9 日 6 日)

- ・ 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度【法務省】
- ・ 公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大【法務省】
- ・ 犯罪被害者等に関する情報の保護【法務省】
- ・ 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度【法務省】
- ・ 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入【法務省】

3 3つの検討会の開催

- ・ 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿について検討中【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省・金融庁・経済産業省】
- ・ 犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることができる体制作りについて検討中【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】
- ・ 犯罪被害者等を支援する民間団体等に対する支援の在り方について検討中【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省】

犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の主な進捗状況（詳細版）

1. 損害回復・経済的支援等への取組（42施策）

（1）直ちに取り組む施策

- 日本司法支援センターによる支援【法務省】
 - ・ 日本司法支援センターの業務開始（H18.10.2）
- 保険金支払いの適正化等【国土交通省】
 - ・ （財）自賠償保険・共済紛争処理機構の事業に対する補助
 - ・ （財）日弁連交通事故相談センターの法律相談及び示談斡旋事業に対する補助
- 政府保障事業による保障金の支給
公営住宅への優先入居等【国土交通省】
 - ・ 公営住宅の同居親族要件の緩和等
 - ・ （独）都市再生機構における機構賃貸住宅への優先入居の検討
 - ・ 公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供
- 被害直後及び中期的な居住場所の確保【厚生労働省】
 - ・ 婦人相談所の一時保護所や平成14年度からは配偶者からの暴力被害者について一定の基準を満たす婦人保護施設や民間シェルターなどにおいて一時保護を実施しており、被害者の個々の状況に応じて保護期間を柔軟に延長するなど適切に運用
 - ・ 婦人保護施設及び母子生活支援施設における利用者に対する生活支援、心理的ケア、自立支援、子育て支援を実施するとともに関係機関と連携

（2）1年以内に実施又は結論を得る施策

- 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大【警察庁】
 - ・ 重傷病の要件緩和、重傷病給付金の支給対象期間の延長、不支給事由の変更
- 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減【警察庁】
 - ・ 初診料・診断書料、検査費用、緊急避妊、人工中絶に要する経費について新規予算措置
- 医療保険利用の利便性確保【厚生労働省】
 - ・ 平成18年7月11日に開催された「健康保険等の一部改正に伴

う施行準備に関する説明会」において、社会保険事務局長に対し、社会保険事務局においては、犯罪被害者が医療機関の窓口において、保険診療の実施を拒まれることがあるとの指摘に対する現状の把握に努め、また、具体的に保険診療の実施を拒む事例があった場合には、本省への報告を行うとともに、当該医療機関に対して適切な指導を行うよう指示

被害直後及び中期的な居住場所の確保【厚生労働省】

- ・ 定例調査において児童相談所一時保護所の職員数や一時保護日数等必要なデータを把握
- ・ 婦人相談所による一時保護の現状や一時保護委託先の状況に関する調査を行い、その結果に基づき、必要な施策の実施にかかる予算を要求中

(3) 2年以内に実施又は結論を得る施策

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施【法務省】

- ・ 犯罪被害財産の没収・追徴を可能とし、これにより得られた財産を「被害回復給付金」として財産犯等の被害者に支給する制度を創設（「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」（H18.6.13成立、H18.12.1施行））
- ・ 上記に加え、さらに、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の具体的な在り方等について、法制審議会へ諮問（現在、審議・検討中）

公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施【法務省】

- ・ 具体的な制度の在り方等について、法制審議会へ諮問（現在、審議・検討中）

経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

- ・ 「経済的支援に関する検討会」の立ち上げ（H18.4.12～）

2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（69施策）

(1) 直ちに取り組む施策

PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大【厚生労働省】

働省】

- ・ 平成18年度診療報酬改定において、新たにPTSD診断のための検査について保険適用
- ・ 20歳未満の者に対して心身医学療法を行った場合の評価の引き上げ

少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施【厚生労働省】

- ・ 子どものこころの診療医の養成に関する検討会を実施し、小児科や子どもの診療に携わる精神科医に子どもの心身の健康に関する基本的な知識や技能を修得させるための方策について検討

児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等【厚生労働省】

- ・ 児童相談所における「24時間・365日体制強化事業」を43道府県・指定都市で実施（H17年度）
- ・ 横須賀市と金沢市を児童相談所設置市に指定（H18.4.1～）

少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実【厚生労働省】

- ・ 要保護児童対策地域協議会の設置促進

少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等【文部科学省】

- ・ スクールカウンセラー、「子どもと親の相談員」を配置するなど、教育相談体制の整備を支援し、個々の状況に応じた支援を実施している。

犯罪被害者等に関する情報の保護【警察庁】【総務省】

- ・ 都道府県警察の広報担当及び捜査主管課長等を招致した全国会議を開催（H18.2.3）
- ・ 警察本部長と各県の報道責任者との間で、被害者の実名発表・匿名発表をテーマとした懇談を実施（H18.11.30 現在 32の都府県で実施）
- ・ 住民基本台帳法を改正して、何人でも閲覧を請求できるという現行の閲覧制度は廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築（H18.11.1 施行）

一時保護所の環境改善等【厚生労働省】

- ・ 婦人相談所の一時保護所や平成14年度からは配偶者からの暴力被害者について一定の基準を満たす婦人保護施設や民間シェルターなどにおいて一時保護を実施しており、被害者の個々の状況に応じ

て保護期間を柔軟に延長するなど適切に運用

再被害防止に向けた関係機関の連携の充実【厚生労働省】

- ・ 配偶者等からの暴力（DV）の被害者、人身取引の被害者等の保護に関して、婦人相談所において、警察や児童相談所等の関係機関との連携を充実
- ・ DV被害者の保護と支援について、関係機関等の連絡会議の開催等連携強化に向けた整備にかかる費用を補助
- ・ 触法少年、く犯少年の通告に関して児童相談所と警察との連携の充実

保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実【法務省】

- ・ 制度の適切な運用について、最高検察庁から各高等検察庁及び地方検察庁あて通知を发出（H18.1）

児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等【文部科学省】

- ・ 平成18年5月に国内外の先進的取組事例を収集・分析した「学校等における児童虐待防止に向けた取り組みについて（報告書）」を公表し、都道府県教育委員会等関係機関に通知

再被害の防止に資する教育の実施等【法務省】

- ・ 「被害者の視点を取り入れた教育」研究会提言等を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、ビデオ教材等を活用した指導を実施職員等に対する研修の充実等【法務省】
- ・ 犯罪被害者や支援団体の方を外部講師に招へい
- ・ 犯罪被害者の声を収めたビデオの活用
- ・ 被害者支援制度の現状を周知し、被害者支援員等相互の連携意識の向上を図るため、「被害者支援ニュース」を創刊（被害者支援員等検察庁職員に配布）

ビデオリンク等の措置の適正な運用【法務省】

- ・ 制度の適切な運用について、最高検察庁から各高等検察庁及び地方検察庁あて通知を发出（H18.1）

検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置【法務省】

- ・ 平成18年度末までに建替えが完了する見込みの検察庁5庁舎に設置

(2) 1年以内に実施又は結論を得る施策

一時保護所の環境改善等【厚生労働省】

- ・ 定例調査において児童相談所一時保護所の職員数や一時保護日数等必要なデータを把握
- ・ 婦人相談所による一時保護の現状や一時保護委託先の状況に関する調査を行い、その結果に基づき、必要な施策の実施にかかる予算を要求中

(3) 2年以内に実施又は結論を得る施策

加害者に関する情報提供の拡充【法務省】

- ・ 平成 19 年通常国会への法案提出等を含め、検討中
- ・ 犯罪被害者等に関する情報の保護【法務省】
- ・ 具体的な制度の在り方等について、法制審議会へ諮問（現在、審議・検討中）
- ・ 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入【法務省】
- ・ 具体的な制度の在り方等について、法制審議会へ諮問

(4) 3年以内に実施又は結論を得る施策

重度の PTSD 等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施【厚生労働省】

- ・ 「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究を実施（H17～20）し、犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資するカリキュラム内容、PTSD対策専門研修会のカリキュラムの見直し、精神保健福祉センター等における相談支援方法の見直し、思春期精神保健対策専門研修会のカリキュラムの見直しなど必要な措置を検討
- ・ 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施【厚生労働省】
- ・ 「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究を実施（H17～20）し、犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資するカリキュラム内容、PTSD対策専門研修会のカリキュラムの見直し、精神保健福祉センター等における相談支援方法の見直し、思春期精神保健対策専門研修会のカリキュラムの見直しなど必要な措置を検討
- ・ 職員等に対する研修の充実等【厚生労働省】
- ・ 「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究を実施（H17～20）し、犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資するカリキュラム内容、PTSD対策専門研修会のカリキュラムの見直し、精神保健福祉センター等における相談支援方法の見直し、思春期精神保

健対策専門研修会のカリキュラムの見直しなど必要な措置を検討

3. 刑事手続への関与拡充への取組（43施策）

（1）直ちに取り組む施策

犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実【法務省】

- ・ 制度の適切な運用について、最高検察庁から各高等検察庁及び地方検察庁あて通知を发出（H18.1）

保釈に關しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実【法務省】

- ・ 制度の適切な運用について、最高検察庁から各高等検察庁及び地方検察庁あて通知を发出（H18.1）

上訴に關する犯罪被害者等からの意見聴取等【法務省】

- ・ 制度の適切な運用について、最高検察庁から各高等検察庁及び地方検察庁あて通知を发出（H18.1）

日本司法支援センターによる支援【法務省】

- ・ 日本司法支援センターの業務開始（H18.10.2）

刑事の手続等に關する情報提供の充実【法務省】

- ・ 犯罪被害者用パンフレットの拡充、DVD作成、ホームページの運用管理

- ・ 被害者等からの刑事手続に關する相談への対応を行う被害者支援員の配置等

受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用【法務省】

- ・ 「受刑者の外部交通に關する訓令の運用について」（H18.5 矯正局長依命通達）

犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進【法務省】

- ・ 「被害者の視点を取り入れた教育」研究会提言等を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、ビデオ教材等を活用した指導を実施

（2）1年以内に実施又は結論を得る施策

冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付に關する検討及び施策の実施【法務省】

- ・ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付の実施を全国で開始（H18.3.31～）

捜査に關する適切な情報提供【警察庁】

- ・ 「被害者の手引」の配布及び「被害者連絡」を確実に実施するため、警察庁において関係規程を改正（H18.12）

(3) 2年以内に実施又は結論を得る施策

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施【法務省】

- ・ 具体的な制度の在り方等について、法制審議会へ諮問（現在、審議・検討中）

公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施等【法務省】

- ・ 具体的な制度の在り方等について、法制審議会へ諮問（現在、審議・検討中）

判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充【法務省】

- ・ 平成19年通常国会への法案提出等を含め、検討中
- ・ 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施【法務省】
- ・ 平成19年通常国会への法案提出等を含め、検討中

(4) 法律所定の検討時期によるもの

少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施【法務省】

- ・ 「少年法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第142号）の施行後5年経過に伴い、各制度の施行状況について国会に報告（H18.6）
- ・ 上記報告をもとに、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえつつ、各方面の意見も聴取しながら検討中

4. 支援等のための体制整備への取組（75施策）

(1) 直ちにに取り組む施策

地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等【内閣府】

- ・ 全国9か所において実施した地方公共団体職員に対する基本計画説明会及び平成17年度犯罪被害者等施策主管課室長会議において総合的窓口設置を要請
- ・ 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実【警察庁】
- ・ 関係機関・団体等の制度に関する案内書、申込書等の常備・提供

等

交通事故相談活動の促進【内閣府】

- ・ 全国3ブロックで実務に密着した講義及び事例研究会を実施
- ・ 弁護士等専門知識・経験を有するアドバイザーを相談現場に派遣
「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実【法務省】
 - ・ 専用相談電話番号の全国共通化（H18.4.1～）
 - ・ 全国一斉「子どもの人権110番強化週間」の実施（H18.8.28～9.3）
 - 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実【文部科学省】
 - ・ 今後とも、各種会議等において、教育委員会関係者に対し、と警察、児童相談所等関係機関との連携・協力を引き続き促すとともに、犯罪被害者支援に係る諸制度について周知。
「被害者の手引」の内容の充実等【警察庁】
 - ・ 警察庁が示したモデル案を参考にしつつ、各都道府県警察では、地域の実情に応じて「被害者の手引」を作成
 - ・ 警察庁において、関係省庁における所掌する犯罪被害者等支援のための制度、所管又は連携する団体等による犯罪被害者等に関する活動内容について、確認の上、モデル案を改訂（H18.12）
 - 日本司法支援センターによる支援【法務省】
 - ・ 日本司法支援センター（H18.4.10 設立、H18.10.2 業務開始）における犯罪被害者支援業務に関する関係機関との協議を実施（H17.12～）
 - 「NPOポータルサイト」による情報取得の利便性確保【内閣府】
 - ・ 被害者に関するNPOの検索を可能とするポータルサイトをH18.6より運用開始（<http://www.npo-homepage.go.jp/>）
 - 犯罪被害者等施策のホームページの充実【内閣府】
 - ・ 以下のページにおいて3検討会の検討状況等を随時掲載
<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>
 - 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供についての周知【外務省】
 - ・ 海外において法人が犯罪被害者となった場合に在外公館（大使館、総領事館）が提供している情報及び支援が掲載されているパンフレット「海外で困ったら～大使館・総領事館のできること～」の一部記載及び構成を変更し、ホームページにも掲載

重症PTSD症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究【文部科学省】

- ・ 東京医科歯科大学難治疾患研究所において、精神科医1名、心理士2名よりなる研究チームを編成し、心的外傷ケアユニットを開設し、症例の蓄積を開始

配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施【内閣府】

- ・ 配偶者に該当しない交際相手等からの暴力の被害経験も含む「男女間における暴力に関する調査」を実施（H18.4に公表）

民間団体への支援の充実【警察庁】

- ・ 民間被害者支援団体等に対する財政的支援の拡大（民間被害者支援団体等に対する活動支援、広報啓発活動業務の委託について新規予算措置）

(2) 1年以内に実施又は結論を得る施策

(3) 2年以内に実施又は結論を得る施策

どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

- ・ 「支援のための連携に関する検討会」の立ち上げ（H18.4.12～）
民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省】
- ・ 「民間団体への援助に関する検討会」の立ち上げ（H18.4.12～）

5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（29施策）

(1) 直ちに取り組む施策

学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進【文部科学省】

- ・ 命を大切に作る心など、子どもたちの道徳をはぐくむため、体験活動を生かすなどの指導方法の工夫や効果的な教材開発などについて実践研究を行う「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」を実施
学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及【文部科学省】

- ・ 「豊かな体験活動推進事業」において命の大切さを学ばせること

に有効な体験活動について調査研究を実施し、ブロック交流会事例集として教育委員会・学校に普及

学校における犯罪抑止教育の充実【文部科学省】

- ・平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」（非行防止教室を中心とした取組）を公表し、各教育委員会・学校へ配布するとともに、引き続き非行防止教室等において子どもへの暴力防止のための参加型学習の取組を推進

家庭における命の教育への支援の推進【文部科学省】

- ・一人一人の親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子育てに取り組んでいく契機とするため、「家庭教育手帳」を作成し、乳幼児や小中学生を持つ全国の親に配布

生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発【法務省】

- ・「法教育推進協議会」の開催（H17.5～H18.6に7回）
- ・「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施【内閣府】
- ・犯罪被害者週間にあわせ、啓発事業を東京都及び秋田県・神奈川県・大阪府において開催

犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施【内閣府】

- ・平成18年の全国交通安全運動において、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴え、理解を増進

犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施【内閣府】

- ・犯罪被害者週間にあわせ、啓発事業を東京都及び秋田県・神奈川県・大阪府において開催

様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施【内閣府】

- ・基本計画広報ポスター（7,500枚）・犯罪被害者週間広報ポスター（13,000枚）を作成し、都道府県・政令指定都市、犯罪被害者団体、支援団体等に配布
- ・基本計画紹介パンフレット（6,000部）を作成して都道府県・政令指定都市、犯罪被害者団体、支援団体等に配布
- ・政府広報（広報誌、テレビ番組、ラジオ番組、インターネット等）を活用し、基本計画・犯罪被害者週間の広報を実施

犯罪被害者等に関する個人情報保護【警察庁】

- ・ 都道府県警察の広報担当及び捜査主管課長等を招致した全国会議を開催（H18.2.3）
- ・ 警察本部長と各県の報道責任者との間で、被害者の実名発表・匿名発表をテーマとした懇談を実施（H18.11.30 現在 32 の都府県で実施）

政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告（犯罪被害者白書）を国会に提出【内閣府】